

(2) 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業関係（平成21年4月1日施行）
【児童福祉法施行規則の一部改正】

児童福祉法

第6条の2（略）

②・③（略）

- ④ この法律で、乳児家庭全戸訪問事業とは、一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内における原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問することにより、厚生労働省令で定めるところにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業をいう。
- ⑤ この法律で、養育支援訪問事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（第八項に規定する要保護児童に該当するものを除く。以下「要支援児童」という。）若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」という。）（以下「要支援児童等」という。）に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業をいう。

① 乳児家庭全戸訪問事業関係（法第6条の2第4項関係）

<内容>

法第6条の2第4項に規定する乳児家庭全戸訪問事業は、原則として生後4か月に至るまでの乳児のいる家庭について、市町村長（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関を含む。）が当該事業の適切な実施を図るために行う研修を受講した者をして訪問させることにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業をいう。

② 養育支援訪問事業関係（法第6条の2第5項関係）

<内容>

法第6条の2第5項に規定する養育支援訪問事業は、要支援児童等に対する支援の状況を把握しつつ、必要に応じて関係者との連絡調整を行う者の総括の下に、保育士、保健師、助産師、看護師その他の養育に関する相談及び指導についての専門的知識及び経験を有する者であって、市町村長（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関を含む。）が当該事業の適切な実施を図るために行う研修を受講した者をして、要支援児童等の居宅において、これらの相談及び指導を行わせることを基本として行う事業をいう。